

グループホーム秋桜(認知症対応型共同生活介護)ご利用のご案内 (重要事項説明書)

グループホーム秋桜は、『認知症対応型共同生活介護』という介護保険の対象施設となっておりますので、ご入居の際に、利用者の皆様と利用契約を締結することが必要となります。

契約に先立ちまして、提供されるサービスの内容、利用料金、施設の概要等について次のおりご説明いたします。グループホーム秋桜からのご説明が終わった後、下記の所定欄に記名捺印のうえ、1部をグループホーム秋桜にご提出下さい。

目 次		ページ
1. 提供するサービスの内容	……	2
2. 利用料金	……	3
3. ご利用の際にご留意いただく事項	……	4
4. 施設を退所していただく場合	……	5
5. ご利用施設の概要	……	6
6. 業務継続計画について	……	7
7. 衛生管理について	……	8
8. 事故発生時の対応について	……	8
9. 虐待防止について	……	9
10. 職員の体制	……	9
11. 苦情の受付について	……	10
12. その他	……	10
13. 社会福祉法人上溝緑寿会の案内	……	11

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護施設入居契約の締結にあたり、この説明書により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 相模原市中央区上溝3172番地1
事業者名 グループホーム秋桜
説明者 岸川 剛 印

認知症対応型共同生活介護施設入居契約の締結にあたり、この説明書のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(利用者代理人) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

1. 提供するサービスの内容

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

①食事サービス

生活の楽しみの一つとなる美味しい食事をリビング（居間）・ダイニングルーム（食堂）で提供します。生活力回復のために利用者の方と共に食事の準備、片付けを行います。

※お食事時間 朝食 7:30～ 8:30
昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00

②介助サービス内容

一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

ア. 排泄介助

- ・利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について援助をおこないます。
- ・おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ介助を適切に行います。

イ. 入浴・清拭

・週2回を基本として、必要に応じて職員がお手伝いをしています。ご利用者のご希望により、更に入浴回数を増やすことも状況次第で可能です。

ウ. 機能訓練

- ・屋外散歩同行、家事をともに行う等により、生活機能の維持改善に努めます。

エ. その他

- ・このほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

③医師の往診等の手配等（健康管理サービス）

協力医療機関をご利用いただけます。定期検診や体調不良時の医師の往診の手配その他療養上の世話を行います。

④相談および援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族にたいして、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2) その他のサービスの提供

①レクリエーション・クラブ活動

教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事の他、個々の趣味に合ったクラブ活動を行います。（材料代の実費をいただきます）

②日常生活に必要な金銭の管理サービスについて

ご利用者あるいはご家族から別途申込があった場合、日常生活に必要な金銭（お小遣い）は、1万円を上限として、事業所がお預かりし、その管理のお手伝いをします。

この際には、ご利用者または身元引受人と事業所とで別途金銭管理サービス契約を締結いたします。

③その他

○理美容サービス / ○個別のご希望等による外出の送迎等

(3) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療を受けることができます。ご利用者からのご相談やご依頼があった時には、事業所は適切にご利用者と協力医療機関が繋がっていくための支援を行います。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関（内科） 医療法人社団 大和会 相模原東クリニック
（通常は月2回の訪問による診療です。24時間・365日連絡、相談が可能です。）

②協力歯科医療機関 医医療法人社団 相明会
（定期的な訪問による歯科診療です。）

※体調の急変などの際は、ご家族にご連絡いたしますので、あらかじめ緊急連絡先を教えてください。また、状況により救急車で対応させていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

※入院の際の手続き、主治医からの病状・治療方針の説明は、ご家族（身元保証人）にお願いすることになります。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2. 利用料金

ご利用料金は、12～14 ページの「グループホーム秋桜（認知症対応型共同生活介護）」

料金表」をご覧ください。

3. ご利用の際にご留意いただく事項

(1) 入居の際の留意事項

当グループホームご入居にあたってはご利用者は以下の各号に適合する必要があります。

- ①要支援2以上の介護保険被保険者であり、かつ認知症の状態にあると主治医の診断を受けていること。
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③自傷他害の恐れがないこと。
- ④感染力の強い疾病に罹患しておらず、常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(2) 入居後の留意事項

入居後のご利用に際しての留意事項は以下のとおりです。

①面会・来訪

- ・面会時間は特に制限はありませんが、就寝時間帯等は他の入居者の生活にご配慮下さい。
- ・面会の際には、面会票にご記入下さい。
- ・食べ物等をお持ちになった方は、ご利用者の体調もありますので介護職員等にお声をおかけ下さい。

②外出・外泊

- ・ご利用者の健康状態に変わりがなければ、いつでも外出・外泊できますが、お薬等の関係がございますので、お早めにご連絡下さい。

③協力医療機関以外の医療機関への受診

- ・当事業所の契約している医療機関以外への通院は、原則、ご家族様でお願いいたします。

④居室・設備・器具の利用

- ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
- これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

⑤喫煙・飲酒

- ・喫煙は決められた場所以外ではできません。飲酒は健康状態を損ねない程度であって、主治医等と相談の上、決めさせていただきます。

⑥迷惑行為等

- ・騒音等他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください

4. 施設を退所していただく場合（契約の終了）

(1) 契約が終了する場合

契約が終了する場合は以下のとおりとなります。

- ① 介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人から契約を解除する旨の通告があり、予告期間が満了した場合（詳しくは事項以下をご覧ください）
- ④ 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間を満了した場合（詳しくは事項以下をご覧ください）
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期(3 ヶ月以上)にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき
ただし、この場合においても利用者または利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。また、居室利用料については契約書別紙に定められた額とします。
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

(2) ご契約者からの退居の申し出

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも 30 日の予告期間において契約を解除することができます。

退所を希望する場合は、所定の届出書をご提出下さい。

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の項目に該当する場合は、ご利用者及びご利用者代理人に対し、適切な予告期間において、この契約を解除し、退居していただく場合があります。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

(4) 身元保証人

身元保証人は、契約が終了した際、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合は、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元保証人にご負担いただきます。

5. ご利用施設の概要

(1) 事業所・管理者名等

事業所名	グループホーム秋桜
所在地	〒252-0243 相模原市中央区上溝3172番地1 TEL 042-757-8742 FAX 042-757-8746
事業所番号	認知症対応型共同生活介護 神奈川県 1472603214号（平成18年3月1日指定）
管理者氏名	岸川 剛
運営方針	<p>ご利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることのできるよう、「人生はいつでもあなたが主役です。～住み慣れたところその人らしく生活することをお手伝いします～」を基本理念として、下記のことを大切にしたい援助を心がけていきます。</p> <p>(1)生活の継続…慣れ親しんだ家具に囲まれ、今までの生活習慣が継続できる (2)自立支援 …持っている力を発揮し、出来ることは自分で行う。 (3)自己決定権の尊重…豊かなコミュニケーションと意思の尊重 (4)人権の尊重…自由と個人の尊厳を守る (5)社会とのつながり…地域の方々との交流</p>

(2) 居室等の概要

①定員数 ・2Fユニット 9名 ・1Fユニット 9名

②居室・設備等は、厚生省が定める基準に従っております。

※主な居室等の概要

居室の種類	室数		備 考
	1 F	2 F	
個室（1人室）	9	9	各室とも約6畳(踏込部分を除く) 11.17㎡ エアコン・照明・火災感知器・押入・テレビ端子付
居間	1	1	居間の南側にテラス（ウッドデッキ）があります
食堂	1	1	
キッチン	1	1	ご利用者ととともに調理ができるよう、座って利用できるカウンターシンク が設置されています。
浴室	1	1	
脱衣室	1	1	
トイレ	3	3	
事務室	1	1	

(3) 非常災害対策

天災、その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難など適切な措置を講じます。また、管理者は、具体的な対処方法、避難経路およびコスモスセンターなどとの連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとります。

非常時の対応	別途定める「グループホーム秋桜消防計画」により対応します。
近隣との協力	徒歩約3分の法人本体施設である「社会福祉法人上溝緑寿会コスモスセンター」と相互に応援します。
平常時の訓練	「消防計画」により年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練等を入居者の参加も得て実施します。また、年1回土砂災害訓練を実施します。
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・屋内消火器・非常通報装置 ※各居室には、全て自動火災報知器（煙感知器）が設置されています。 ※各居室、共用部には、スプリンクラーが設置されています。 ※非常通報装置により、火災報知器が発信すると自動的に消防署に通報されます。 ※カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出は毎年、4月に提出 防火管理者 岸川 剛

6. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 衛生管理について

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知をします。
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- (3) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスに使用する備品などを清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に留意します。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

8. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生時は、利用者の安全確保を最優先に従業者が行動し、受傷等があった場合は速やかに応急処置や受診、救急対応を行います。速やかに利用者家族等、必要に応じて市町村に連絡し必要な措置を講じます。
- (2) 事故及び事故に際して実施した措置について記録します。事故内容の振り返りと分析により再発防止の取り組みを行います。また、従業者に対し定期的に必要な研修を実施します。
- (3) サービスの提供に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与え、賠償すべき事故が発生した場合にはその損害を賠償します。ただし、当事業所の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

9. 虐待防止について

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知します。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。

(4) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置きます。

10. 職員の体制

職 種	1 F		2 F		備 考
	常勤	契約職員	常勤	契約職員	
管理者	常勤職員1名（認知症デイサービス秋桜管理者と兼務） 介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士・管理者研修修了				
計画作成担当者	1名		1名		介護支援専門員・介護福祉士 計画作成担当者研修修了
ケア-カ-（介護職員）	4名	4名	4名	4名	介護福祉士・初任者研修等

※職員勤務時間

日勤 8時30分～ 17時30分

日勤 9時00分～ 18時00分

遅番 10時00分～ 19時00分

夜勤 17時30分～ 9時30分

1 1. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

グループホーム秋桜に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 (担当者)	計画作成担当者 大森明子 井上真綾 上記の者が不在の場合は グループホーム秋桜管理者 岸川 剛
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
電話番号	042-757-8742
FAX番号	042-757-8746

(2) 行政機関その他苦情受付機関

相模原市 福祉基盤課	所在地	〒-252-5277 相模原市中央区中央2-1 1-1 5		
	電話番号	042-769-9226	FAX番号	042-759-4395
	利用時間	月～金 8:30～17:00 (土日祝祭日は休み)		
神奈川県国民 健康保険団体連 合会	所在地	横浜市西区楠木町27-1		
	電話番号	045-329-3447	FAX番号	0570-033110
	利用時間	月～金 9:00～17:00 (土日祝祭日は休み)		

1 2. その他

(1) ハラスメント防止

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、(介護予防)認知症対応型共同生活介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 社会福祉法人上溝緑寿会のご紹介

法人名	社会福祉法人 <small>かみぞりよくじゅかい</small> 上溝緑寿会		
代表者名	佐藤 和夫		
所在地	相模原市中央区上溝5423番地5		
電話番号	042-768-1801	FAX番号	042-768-1665
実施事業	<p>1. 社会福祉法人上溝緑寿会 コスモスセンター（上溝5423番地5号） 【介護保険事業】居宅介護支援事業 短期入所生活介護（ショートステイ）事業 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p> <p>2. 経費老人ホームケアハウス コスモスハウス</p> <p>3. 受託事業 ① 上溝高齢者支援センター（相模原市委託事業） ② 訪問給食サービス（相模原市委託事業）</p> <p>4. 相模原市指定管理受託施設 ① 相模原市星が丘デイサービスセンター（中央区星が丘4丁目9番14号） 【介護保険事業】通所介護 ② 星が丘高齢者支援センター（相模原市委託事業）</p> <p>5. ずっと我が家 上溝本町（上溝6丁目2番22号） 【介護保険事業】短期入所生活介護（ショートステイ）事業 *訪問介護事業（ホームヘルプ）事業 *通所介護（デイサービス）事業 上記（*）の2事業については、ずっと我が家上溝本町開設に伴い、コスモスセンターより移転しました。</p>		